

令和7年第6回坂町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和7年8月29日(金)

2. 招集の場所 坂町議会議場

3. 開会(開議) 令和7年8月29日(金)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

4. 出席議員(12名)

1番 折中 智君	2番 岡村繁範君
3番 縫部逸都君	4番 池脇雅彦君
5番 向田清一君	6番 末吉克巳君
7番 安竹正君	8番 光岡美里君
9番 中川ゆかり君	10番 柚木喬君
11番 奥村富士雄君	12番 川本英輔君(議長)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～

5. 欠席議員(0名)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田隆行君
技監	小田嘉幸君
総務部長	西谷伸治君
企画財政課長	山本保君
建設課長	山下秀雄君
都市計画課長	松谷展裕君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	楳尾伸君
主事	梅田勝平君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～

8. 議事日程

## 議 事

日程第 1	「会議録署名議員の指名」
日程第 2	「会期の決定」
日程第 3 報告第 6 号	「専決処分をした事件の報告について」 (損害賠償額の決定及び和解について)
日程第 4 報告第 7 号	「専決処分をした事件の報告について」 (損害賠償額の決定及び和解について)
日程第 5 議案第 36 号	「水尻 9 0 6 3 地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について」

~~~~~○~~~~~

### 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 9 時 5 分)

○議会事務局長（槇尾 伸君） 皆様、御起立お願いいたします。

互礼

(一同「お願いします」)

○議会事務局長（槇尾 伸君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆様、続いて御苦労さまでございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 6 回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時00分）

（再開 午前10時01分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和7年第6回坂町議会臨時会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、3件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、5番向田清一議員、6番末吉克巳議員、7番安竹 正議員を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は、本日1日に決定をいたしました。

日程第3 報告第6号「専決処分をした事件の報告について」（損害賠償額の決定及び和解について）を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第6号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

事故の概要といたしましては、令和7年7月20日、坂東1丁目、町道板見線においてヤマト運輸株式会社広島坂営業所のトラックが走行していたところ、グレーチングが跳ね上がり、トラックの燃料タンク部分を破損させたものでございます。

令和7年8月6日に相手方と和解が成立し、損害賠償額を7万3,282円と定めております。

なお、この損害賠償額につきましては、町が加入をしています保険から全額支出されることを併せて御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○8番（光岡美里議員） これは場所がムラカミを過ぎたところの踏切を入ってすぐ左に入ったごみステーションの進んだところだと思うのですが、グレーチングが跳ね上がって燃料タンクを破損したという状況がいまいちよく分からなくて、どんな状況でどれぐらい飛び上がったのか、状況をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

場所につきましては、議員がおっしゃられるとおりの場所でございます。

跳ね上がった原因につきましては、グレーチングを支える受けがコンクリートでできておりますけれども、このコンクリートの受け枠の片方の角が欠けている状態でございまして、この欠けたところに車のタイヤが乗っかったと、その結果、グレーチング自体が天びん状になりまして片側のほうが浮いてしまい、浮いてしまった箇所が燃料タンクのほうに当たってしまったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○8番（光岡美里議員）　こうタイヤが入ってグレーチングがべっと上がって、ばちんと当たったというようなことを今想像しながら聞いたのですが、受け枠はどのぐらい削れとったんでしょうか、要はどのぐらい欠けとると危険だなどと判断すればいいのかなと思いまして、その辺もお聞かせいただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員）　山下課長。

○建設課長（山下秀雄君）　現地のほうは、3センチメートルから5センチメートル程度が欠けておりましたけれども、車の走り方であるとか、そういったもので跳ね上がり方も変わってこようかと思います。一概に何センチメートルあればというわけではないのですけれども、そのような事象があれば、お知らせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4　報告第7号「専決処分をした事件の報告について」（損害賠償額の決定及び和解について）を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　報告第7号「専決処分をした事件の報告について」御報告を申し上げます。

このたび、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会の皆様に御報告をいたすものでございます。

事故の概要といたしましては、令和6年9月17日、坂町横浜中央3丁目8番7号付近において、停車中の車両を追い越すため右に出ようとしたところ、後方から来た株式会社ニチイ学館の車両と接触をし、相手方車両を損傷させたものでございます。

令和7年8月5日に相手方と和解が成立し、損害賠償額を12万7,560円と定

めております。

なお、この損害賠償額につきましては、町が加入する保険から全額支出されますことを併せて御報告をいたします。よろしくお願ひをいたします。

○議長（川本英輔議員） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 和解が成立したということで取りあえずよかったですなと思うのですが、これを見ますと、令和6年9月17日に発生した事故が今年の8月5日に和解したということなのですけど、どうも長いんですが、示談で何か係争したようなことがありますのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

過失割合につきましては、お互いの保険会社で話し合われておられます。その中で、個々の詳細な部分については専門的見地の方々で割合を出されておりまして、そこに多分時間を要したのだろうと思っております。

以上でございます。

すみません、また追加でございますが、過失割合といたしましては、相手方が6割、そして坂町側が4割ということで確定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○10番（柚木喬君） 感じからして、バスはワインカーを上げて右に出たんですか、どういう感じなんかね、その辺の運転手法ですけど、ちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えいたします。

詳細につきましては、まずバスが、横浜中央3丁目のバス停がございますが、そちらのほうで鯛尾方面に向かっていたところでございます。乗客5名を乗せて横浜中央3丁目に停車しまして、それでバス停にて2名の方が下車されました。循環バスは乗客3名を乗せた状態で右のワインカーを出しました。で発車をしたところ、後ろから追越しをかけてニチイの車と循環バスの前方部分と接触したものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○8番（光岡美里議員）　まず、相手方におけるががなかったというのが何よりだと思いながら聞かせていただきました。1年かけて話し合われたということで、その経過の中でも御無事で過ごされていたんだと思います。

そこで、再発の防止についてどのように取り組まれるのかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　松谷課長。

○都市計画課長（松谷展裕君）　お答えいたします。

このたびの事件につきましては、幸いにも循環バスの乗客及び相手方の送迎者さんにもおけがはなく、お互いの車両の損傷で済んだところでございます。ただ、重大な事故につながる案件といたしまして、事故後、直ちに循環バスの運転手全員に今回の事案を周知し、今後の運転に生かすように指導をいたしたところでございます。

また、循環バスの運転手には、引き続き交通安全対策といたしまして、毎年、広島運輸支局が開催しております安全指導や自動車学校での実地安全講習などを受講をさせるとともに、安心して皆様に御利用していただくよう今後も努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　ないようですので、これをもって質疑を終結し、報告を終ります。

日程第5　議案第36号「水尻9063地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第36号「水尻9063地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和6年議案第61号で議決をいただき、中山法面工業有限公司と5,333万9,000円で契約を締結いたしたところでございますが、工事

の施工に当たり、斜面対策に必要な法枠工の数量に変更が生じましたので、契約金額を840万8,400円増額し、6,174万7,400円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、建設課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） 水尻9063地区急傾斜地崩壊対策工事の変更概要について、参考資料により御説明させていただきます。

最初に、参考資料1の位置図を御覧ください。

本工事は、赤色で示しております水尻駅から50メートル入った背後地の急傾斜地崩壊対策を行うものでございます。

参考資料2を御覧ください。

整備箇所は赤色で示した箇所でございまして、吹付枠工により斜面の安定を図るため、延長45メートルを整備するものでございます。

予算の関係上、当初設計で見込めなかった吹付枠工について、落札額が低かったことなどに伴い、予算が確保できしたことから追加整備したこと、また現地精査などにより、約840万円の増額となるものでございます。

主な変更概要といたしましては、当初設計で見込めなかった吹付枠工101メートルの増額、枠内モルタル吹付工456平方メートルの増、排水路構造物工18メートルの増、防護柵工11メートルの増及び進入路16メートルの減でございます。

参考資料2には、これら概要等を示しております。

以上で工事概要の説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 増額分の詳細は、先ほど吹付工とかというように説明がありましたが、各増額分を説明お願いします。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） 増額分について、御説明をさせていただきます。

吹付枠工、モルタル吹付工について、当初760メートルが変更後861メートルに、モルタル吹付工、当初0平方メートルが変更後456平方メートルに施工してお

ります。理由といたしましては、先ほど申し上げました予算の関係上、当初見込めなかつたものについて、モルタル吹付工及び法枠吹付工を追加したものでございます。

それから排水構造物工につきまして、当初 97 平方メートルを変更後 115 平方メートルで施工いたしております。理由といたしましては、吹付工の追加整備に伴い、整備延長が増えたことによるものでございます。

防護柵工につきましては、当初 166 メートルを変更後 177 メートルに増額しております。理由といたしましては、現場ののり面の形状及び吹付枠工の追加整備に伴い、整備延長が増えたことによります。

それぞれの額につきましては、吹付枠工及びモルタル吹付工が 935 万 9,000 円の増額でございます。

排水路構造物工につきましては約 48 万円が増額になっております。

防護柵工につきましては約 36 万 5,000 円が増額になっております。

その他増額、準備工でございますが、43 万円の増額となっております。

増額以外に減といたしましては、進入路工の 222 万 4,000 円ということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4 番（池脇雅彦議員） 説明を聞いておりますと、予算によりできなかったというような説明なんんですけど、予算を計上した際には計画に基づいてやっていると思いますけれども、先ほどからの話を聞くと何が原因で予算が足りなくなつたんですか、ここに今言われましたけど、もともとの計画があったのが何かの原因で変更せざるを得なかつたという、説明がちょっと不足しているような気がするんですね、それを説明してください。

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

当初、予算要求をさせていただいた額よりも、改めて実施設計を行った際に額が当初見込んだ額よりも、設計ベースの額、これが例えればございますけれども物資の高騰であるとか、ああいったもので当初見込んでいた額よりも増えてしまったということで、当初は予算内の設計ベースでの工事可能な範囲で発注をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長

○町長（吉田隆行君）　今、担当課長が申しましたけれども、当初は設計段階で、一応、広島県の補助金も50%いただくということになっておりまして、それでスタートしてきたわけなんでありますけれども、よくよく見てみると、追加で対応せざるを得ない部分が出てきました。そういうことで県のほうにもお願いをしまして、追加分につきましても50%もらっているんやね、たしか。そういう整理になったものでありますから、非常に分かりにくい説明になったんだと思いますけれども、単純にはそういう形で増額になったというように御理解をしていただければと思います。

当初、例えば3,000万円なら3,000万円、4,000万円なら4,000万円で一応計画しておったなんでありますけれども、ところが実際にやってみると、ここもやはり追加でやらなきゃいけないとか、あるいはまた施工後に地元住民協さんからもここもやってほしいとかの要望も後ほど出てきました。そういうものを含めて追加になり、それを県のほうにお願いをして、単県事業として50%の補助金を頂いて整理をしたという形であります。

いずれにしましても追加部分も、一応、県の工事の対象になったということで追加をいただいたと、それで十分な施工ができたという理解をしていただきたいと思います。設計段階でちょっとそこらの精査が足らなかったかどうかはちょっと分からぬのですけれども、結果はそうでございますので、一つ御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員）　昨今では、資材高騰であるとか、あと人件費が高騰しているということも聞いております。いろいろなものに要因があったと思うんですけど、こういった契約の変更については、議会に説明する際に、例えば議長、副議長、それから所管常任委員会の委員長に事前にやっぱり説明をいただかないと、今みたいな、私みたいな質問するようなことになってしまって、議会にそういった説明を特にお願いしたいと思いますが、その辺り、いかがですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前10時24分）

（再開　午前10時27分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 山下建設課長。

○建設課長（山下秀雄君） 御説明いたします。

当初契約の中で落札額が低かったということで、もともと予定していた箇所でございますけれども、できなかった箇所がございますので、その落札残を利用して当初できなかったところをさせていただくというようなことで、今回、工事発注をさせていただき、変更をさせていただいたというところでございます。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） これで終わりますけれども、落札した業者は、全部含んで、それは請け負ったのじゃないんですか。そうすると、それができないということで業者の責任になるじゃないですか、どうなんですか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） 当初発注した工事の設計でございますけれども、こちらの中には当初契約分しか計上しておりませんので、そこまでが工事の責任になります。その後、変更をかける中で当初見込めなかつたところを増やして、追加整備させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この水尻9063地区の急傾斜地崩壊対策工事ですが、事前の全員協議会の説明では8月までの工期となっております。このたび新たに契約を変えたことによって、完了時期はいつ頃になりそうです。

というのが、水尻地区の住民の皆さんも砂防堰堤の工事とか、もうずっと工事でトラックの出入りする感じで、ずっと我慢を強いられている状態でございます。そういったわけなので、実際の完了時期を教えていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

現場のほうはもう完了いたしております、今、書類の整理であるとか、ああいつたものをしております。もう完了ということでございます。現地のほうは終わっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 増額の中で唯一減額が進入路、進入路が32メートルが16メートルしかできていないということなんですが、現地に行ってみると確かに広がって便利がよくなつたんじやが、取っかかりのところが狭いままになっているのですが、これは土地の関係があるんじやろうと思うのですが、引き続き拡幅の工事はするようになるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 山下課長。

○建設課長（山下秀雄君） お答えいたします。

進入路につきましては、川沿いの道、こちらは町管理道でございます。当初、集会所から事業地のほうまで32メートルを予定しておったわけでございますが、官民境界を定めることができなかつたということで、今回、議員がおっしゃられるように手前側のほう16メートルほど施工ができなかつたということでございますが、引き続き、こちらの地権者の方にも投げかけをいたしまして、拡幅できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって討論を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員） これから、議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員）　　挙手全員です。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　　令和7年第6回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

連日、激しい残暑が続いております。皆様方には御自愛をくださりますとともに、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員）　これにて、令和7年第6回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（槇尾伸君）　皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（槇尾伸君）　互礼。

（延会　午前10時33分）